

昭和三十九年四月二十三日（木曜日）

午前十一時十一分開会

辭任

米田 勲君

補欠選任

千葉千代世君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

中野 文門君

二木謙吾君

吉江勝保君

豐瀨 楨一君

木村篤太郎君

久保勘一君

笛森順造君

中上川アキ君

野本 晶吉君

加瀨 完君

小林 武君

千葉千代世君

柏原 ヤス君

高瀬莊太郎君

小林 武君

加瀬 完君

豐瀨 祐一君

THE

灘尾 弘吉君

二 收 益 計 算

八木 徹雄君

蒲生 芳郎君

福田
繁君

補日 集

事務局側
 常任委員 工案 英司君
 專門員
 説明員
 文部省大学学 村山 松雄君
 術局審議官
 本日の會議に付した案件
 ○女子教育職員の出産に際しての補助
 教育職員の確保に關する法律の一部
 を改正する法律案撤回許可に關する
 件
 ○教育、文化及び學術に關する調査
 (女子教育職員の出産に際しての補
 助教育職員の確保に關する法律の一
 部を改正する法律案に關する件)
 ○教育職員免許法の一部を改正する法
 律案(米田勲君外四名発議)
 ○教育職員免許法の一部を改正する法
 律案(内閣提出)
 ○農業、水産、工業又は商船に係る産
 業教育に従事する國立及び公立の高
 等学校の教員及び実習助手に対する
 産業教育手当の支給に關する法律の
 一部を改正する法律案(小林武君外
 四名発議)
 ○委員長(中野文門君) ただいまより
 文教委員会を開会いたします。
 委員の異動について御報告いたしま
 す。
 四月二十二日、米田勲君が辞任さ
 れ、その補欠として千葉千代世君が選
 任されました。

○委員長（中野文門君） この際、おはかりいたします。

現在、当委員会が審査中の女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案は、ただいま発議者全員より撤回したい旨の要求がございました。これを許可することにいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（中野文門君） 御異議ないと認め、本法案の撤回を許可することにした決定いたしました。

○委員長（中野文門君） 次に、教育、文化及び学術に関する調査中、産休補助職員に関する件を議題といたします。

本件に関しましては、理事各位並びに各会派の方々と協議を行なつてまいりましたが、今回、お手元に配付してありますような改正草案につき、意見の一致を見ましたので、この際、御審議をお願いいたします。

なお、本草案の趣旨は、実習助手の出産の場合について他の女子教育職員の場合と同様に、職員の臨時的任用を行なえるようにしようとするものであります。本草案に対し、御質疑、御意見等がございましたら、御発言願います。

「なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（中野文門君） 別に御発言もございませんようですから、本草案は、確定したものと認め、本草案を、女子教育職員の出産に際しての補助教育職員

員の確保に關する法律の一部を改正する法律案として、本委員会から提出することになつたといふ存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(中野文門君) 御異議ないといふ認め、さう決定いたします。

なお、本會議における趣旨説明の内容容につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(中野文門君) 御異議ないといふ認め、さう決定いたします。

○委員長(中野文門君) 次に、教育職員免許法の一部を改正する法律案(參第三号)、教育職員免許法の一部を改正する法律案(閣法第一二九号)を一括して議題といたします。

兩法案については、提案理由の説明は聴取しておりますので、これより質疑に入ります。御質疑のおありの方は順次御発言願います。

○豊瀬禎一君 大学学術局長はどうしておられますか。

○政府委員(蒲生芳郎君) 本日病氣で欠席しておりますので、村山審議官からお答えいたします。

○豊瀬禎一君 本日の議題になりました免許法の中で、社会党提案の法案は、前国会あるいは休会中におきまして、その意圖するところの正当性から、たびたび文部省に折衝してきたことは御承知のとおりですが、社会党が二月一日に本案を提出するまでに対し

ての文部省としての私どもが出してゐる法案に対する研究ないしは具體的な措置に對する経過の概略を説明願ひたい。

○説明員（村山松雄君） 社会党御提案の教育職員免許法の改正は、盲学校、聾学校、養護学校に勤務する教員について、この者の所持する基礎免、すなわち小学校、中学校、高等学校の各相当の免許状を上進する場合の経験年数に通算することを内容とするものでございます。この点につきましては、従来、免許状の上進について基礎となる経験年数は、教員の職の専門性にかんがみて、上進しようとする免許状と同種の学校の経験でなければならぬ、こういう原則でできておつたわけでございまして、これを盲聾、養護学校に勤務しながら小中高等学校の経験年数を通算することは、専門性にかんがみていかがであらうかということで、きめて慎重に取り扱つてまいつたわけでございます。しかし半面、盲聾、養護学校の教員の実態にかんがみまして、その者の上進する基礎免が必ずしも一級免許状でない場合が多いございまして、また盲聾、養護学校等特殊教育の普及に伴ひまして、これら特殊教育学校と、それから小学校、中学校、高等学校等、普通の学校と教員の人事の交流の必要性が高まつてまいりました、教員の専門性の確保をしなければならぬ必要性もさることながら、教員の資格につきましても、普通学校と特殊教育の学校との間の交流を認めさせる必要性も高まつてまいりまして、

○豊瀬禎一君 本国会中のいづごろ別表三の改正の意図を明確にされましたか。

○説明員（村山松雄君）　いつという日時であれば、結局いろいろな経過はございますが、法案の閣議決定を経まして国会に御提案したときをもちまして改正について政府として踏み切ったということだと思います。

○豊瀬慎一君 免許法については、少なくとも大学局においてはかなり固まつた意思として、別表三、第五の意思を持たないで、十六条の一項に二項を追加挿入していくという意図をもつてずっと進んでまいっておられたはずで、私どもも官房長を通じて、文部省が免許法改正の意図の内容について、具体的に、これはきわめて非公式な意向でありましたけれども、社会党

○説明員（村山松雄君） 今回の教育職

員免許法改正の動機は、御指摘のように、三十九年度の予算でお認めいただいたに、三十九年度の予算でお認めいただいたに、きました高等学校の特別の技能教科に關する検定試験制度を制度化するの必要に基づきまして、十六条の二の改正を内容とするものをお考えおのるのでございます。そのようにいたしまして、教
育職員免許法の改正案を出すということになりまして、このようにございまして、

それに関連いたしまして、ほかに、あわせてこの際改正する必要がある部分があるだろうということをいろいろ検討してまいった結果、かねて、先ほど申し上げましたようなことからいたしまして、教員の専門性という点からは例外にはなりますが、人事交流の便宜、あるいは特殊教育学校に勤務する教員の資格上進の意欲の奨励というよ

うな角度からやつたらどうかというお話もございました。経験年数の通算の問題を、法案提出の最後の段階で加えることに踏み切りました次第でございますして、いつという日時は必ずしも正確ではございませんが、法案提出の最後の段階でつけ加わったというのが経過でございます。

○豊瀬禎一君 社会党の免許法改正案は、二月一日に正規に提出をしております。

案の提出を行なつた。しかも、二月二十七日、提案責任者の米田君と中途から、私、交代をいたしました。二木委

員の質問に対して答弁をしたのですが、二木委員は同時に担当の養成課長の安養寺君にも質問を行なっておるのですが、この二月二十七日の時点においても、私の、いま村山課長が、人事異動の円滑化に資するためこのことを

力説したにもかかわらず、安養寺課長の答弁は、そのことを基本的に否定し、この法案の精神に、わからないことではないけれども、理解はできるけれども、賛成をいたしかねるといふ立場に立った答弁をしておる。ところが、三月四日、突如として、そうしたいきさつを無視して、私どもの出しておる法案そのまゝが一部に取り入れられた政府の免許法改正案が出されてき

私がお答え申し上げたほうがよろしい
と思いますが、この免許法の改正につ
きまして、事務当局の間でいろいろな案

を練っておったわけでありました。最終的に私が決定をするわけでございますが、その間におきまして、国会においては社会党の皆さん方のお考えがあり、また、党段階におきましても、いろいろ相談いたしました結果、最終的

に私のところで、皆さんのお考えも
けつこうである、かように考えまし
て、政府案として取り入れましたよう
なわけでございます。そのようにひと
つ御了承いただきたいと思います。

○豊瀬禎一君　これはあなたからそう
いう答弁はなさらぬでも、責任は大臣
にあるのですから、あなたがそう判断
したとおっしゃるならば、それは答弁
としてはまことに形式的には整然とし

答弁を二木委員にしておるのですよ。それから突然、三月四日ですか、法律案が出されてきている。これは大臣が判

断をしたという形式的な答弁で私どもとしては了解したい。まあ審議に入っていないで、一方出された、そのことについて自民党、社会党の周でいろいろと話が進められておる。その周に、これは行政府から、自民党あるい

は文部省の考へておけることも一緒にして、出しましょう、こういうことは例のないことでもないし、また、時と場合によつては肯定できることです。ところが従来、以前の国会から提出をしてきておる、そのことに對して、本国会において、免許法改正についてはどういふ意圖を持っているか、これこれですと、そこで私も出して、しかも昨日の審議の際には、やはり官聲學

校という専門性は尊重していききたい、私が人事交流の円滑化のためにもこれは必要であると主張をしたにもかかわらず、養成課長の答弁は、そのことによつて盲聾学校の教員の確保に若干の不安を感じる、国会において、少なくとも二十七日までは、反対と論断するにはいささか強過ぎますけれども、少なくとも賛成的な答弁は行なっていない、そういう経過をとりながら、すでに国会で審議中の法案の一部を、行政府が、そのまま何らの話もなくして――権限としてはあり得ることでしょうが、自分たちの従来から意図しておつた法案と社会党の多年主張している法案をいきなり抱き合せて出してくる、これは私は相互の、行政府と立法院の権限問題は抜きにして、何といひますか、委員会が審議されている法案を行政府が出すという場合には、別のものでくつておるから、別個の法律ですとは形式的には言えても、手続上は私は好ましくない、こういうことが、たびたび行なれておつたのでは、私は行政府と立法院の關係においては好ましくない状態が出てくる、こう思うのですが、そのことに對する大臣の見解と、なぜ二十七日以降、突如として三月四日に至るまでの間に、四、五日の間に文部省の態度が変わつたのか、その両方について、大臣または審議官の答弁をお願いします。

○國務大臣(瀧尾弘吉君) 二十七日といふことでありますが、それまでの事務当局の考えは、課長からお答え申し上げましたとおりであつたかと思ひます。その後の問題であります。つまり事務当局で考へておりましたものに對しまして、私どもの段階で、各方面の

校という専門性は尊重していききたい、私が人事交流の円滑化のためにもこれは必要であると主張をしたにもかかわらず、養成課長の答弁は、そのことによつて盲聾学校の教員の確保に若干の不安を感じる、国会において、少なくとも二十七日までは、反対と論断するにはいささか強過ぎますけれども、少なくとも賛成的な答弁は行なっていない、そういう経過をとりながら、すでに国会で審議中の法案の一部を、行政府が、そのまま何らの話もなくして――権限としてはあり得ることでしょうが、自分たちの従来から意図しておつた法案と社会党の多年主張している法案をいきなり抱き合せて出してくる、これは私は相互の、行政府と立法院の権限問題は抜きにして、何といひますか、委員会が審議されている法案を行政府が出すという場合には、別のものでくつておるから、別個の法律ですとは形式的には言えても、手続上は私は好ましくない、こういうことが、たびたび行なれておつたのでは、私は行政府と立法院の關係においては好ましくない状態が出てくる、こう思うのですが、そのことに對する大臣の見解と、なぜ二十七日以降、突如として三月四日に至るまでの間に、四、五日の間に文部省の態度が変わつたのか、その両方について、大臣または審議官の答弁をお願いします。

これまでの御論議、御要望等をかれこれ勘案いたしまして、そういう筋を政府案として取り入れることが適當でないかというので、私どもの段階でそのようにいたしたわけでございます。この点は事務当局としては、当初そういう考へ方でもつて進んでおつたと思うのでありますが、最終段階においてそういう決定を下した、こういうふうなひとつ御了承をいただきたいと思ひます。なお、政府といたしましては、よそさんの考へを盗用するといふ考へは毛頭ございせん。ただ、他の方面のお考へにいたしまして、これはけつこうである、取り入れたほうがよろしいというふうな考へのもとに、むしろそういう考へを尊重する意味において、政府もまた取り上げた、こういうふうにお考へをいただいたかと思ひます。その間、あるいは御連絡等に欠けるところがあつた点がありますれば、これは私も遺憾の意を表したいと思ひますが、心持としては、皆さんの考へにいたしまして、政府が法案を提出する段階において、これを尊重して取り入れるというふうなことも、あわせて御了承をいただきたいと思ひます。要は、いきさつもいろいろあつたやうであります。事務当局の考へておりましたものが最終段階において、私どもの手元で、そのような考へ方が入つてきた、このように御了承を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(瀧尾弘吉君) 二十七日といふことでありますが、それまでの事務当局の考えは、課長からお答え申し上げましたとおりであつたかと思ひます。その後の問題であります。つまり事務当局で考へておりましたものに對しまして、私どもの段階で、各方面の

て、文部大臣の名前が載つておりません。そうすると、この日の答弁は、事務当局のひとりよがりという、ことはちよつとあれですが、とにかく事務当局のかつてな答弁で、大臣のあずかり知らないところであると、こうおっしゃるなら私はわからぬでもないのです。少なくとも事務当局が、二月二十七日の段階までは、そのことを採用することによつて諸種の問題が起つてくるから、研究はしていくけれども、まだその段階ではないと、こういう答弁をしておるのを、事務当局が何か言つたか知らぬけれども、文部大臣の責任において、いままでの御主張を尊重したのだからありがたいと思ひなさいと、私は率直に言わせていただくならば、議事録のつかないことを前提にして言わせていただくならば、そういう答弁は盗人たけだけの言い方である。少なくとも以前の国会から私も法案を提案して、委員会の審議を通じてもたびたび主張してきておるところを、委員会の席上においてもずっと否定をしてきた、そうしてその前にいへば、出さぬ意思がないと言ひ、二十七日の段階まで好ましくないと言つておるのです。それが事務当局の考へ方であつて、大臣のところへ、君らの主張も取り入れたのだと、これが国会が始まる前、あるいは最小限度護歩して、社会党法案の審議に對する説明員の答弁がない前ならばまだわかりませんが、答弁の中で否定的な立場をとつておるのに、それは大臣の出席しない、説明員の答弁だからあまり気にするなと、こういう言い方をなさるつもりですか、二十七日の答弁は。

○國務大臣(瀧尾弘吉君) 二十七日といふことでありますが、それまでの事務当局の考えは、課長からお答え申し上げましたとおりであつたかと思ひます。その後の問題であります。つまり事務当局で考へておりましたものに對しまして、私どもの段階で、各方面の

○國務大臣(瀧尾弘吉君) そういうふうな御無礼な考へ方はいたしておりません。その当時まで文部省の事務当局としてはそういう考へを持って進んでおつた、私はこのように思ひます。その後、最終的に文部省の法案を決定するに際しまして、いろいろな方面の御意向等も十分勘案いたしまして、取り入れたほうがよろしいという判断を下したのは私でございます。事務当局は決していいかげんなことを申し上げておるのじゃないでございます。まして、当局といたしましては、そういう考へを持っていろいろ検討しておつたわけでございますが、その後の問題というふうなことはひとつ御了承いただきたいと思います。決していいかげんなことを申し上げたとは私は存じておりません。われわれの段階で、こういうふうな直したほうがいいのじゃないか、また、皆さんの考へも取り入れたほうがいいのじゃないかといふことでやり出したことである。また、社会党さんのものを盗むとか盗まぬとか、そういう心持は一切ございせん。いろいろ勘案した結果、われわれもこれを取り入れて、そういう案をつくつたほうがよろしい、こういうことになつたやうなわけでございまして、ですから一応御了承願ひたいと思ひます。

○國務大臣(瀧尾弘吉君) 二十七日といふことでありますが、それまでの事務当局の考えは、課長からお答え申し上げましたとおりであつたかと思ひます。その後の問題であります。つまり事務当局で考へておりましたものに對しまして、私どもの段階で、各方面の

私どもの法案を審議していただく際には、理事会を通じていろいろお話をいたしましたり、質問をしていただく二木委員に對しても事前の折衝をいたしております。三月四日に出されるまで、与党である自民党の皆さんから、社会党の趣旨もけつこうなところがあるから、この際、政府が出すことを予定しておるものの中に君らの意向を取り入れて一緒に出させるよう努力しようというお話も全然あつていない。与党がもし社会党の出しておる法案を取り入れようという善意の意図があつたとするならば、社会党が出しておつて審議しておる法案に對して、一言半句の事前了解がないといふことは、これは両党間にとつてもまことに非礼な話です。ましてや行政府が審議されておる法律案の一部をそのまま取り入れていくとすれば、権限は抜きにして、これも一緒に入れたいと思ひ、すでに審議されておるけれども、このくらの相互の事前了解があること、のほうは私は当然だと思ひますが、大臣は、その趣旨さえ生かされておれば、審議中の法案を一部行政府が採用してやつていくことは善意であるから了解しなさい、こういう考へ方で議員の出しておる法律案といふものをながめていくつもりですか。

○國務大臣(瀧尾弘吉君) 私は政府が政府として法律案を提出いたします場合に、いろいろのことを考慮して決定をしなければならぬと思ひます。でありまして、御承知のように、われわれが法案を提出いたします場合には、部内において検討をいたしますと同時に、与党の諸君にもいろいろ御相談をいたしておるわけでありま。

に、ほかの意見につきましても、けこりだと思ふものがあればそれを取り入れることは何ら差しつかえないこととだと思ふのであります。ただ、いま豊瀬さんの仰せになりましたように、あるいはその間の処置につきまして御了解を得るとか、あるいはごあいさつをするとかいふふうな点において欠けるところがあつて、それがお氣にさわるということでありましたら、その点はおわび申し上げたいと存じますけれども、私どもとしましては、法案を提出するまでにいろいろな事情、いろいろの要望、意見等も十分勘案いたしまして、よりよきものにしていくと、このように考へておる次第であります。今回の場合は、事務当局はそれで進めておつたのでありますけれども、その後向もあり、またわれわれも考へまして、この際これを取り入れたほうが上と考へるというふなことで取り入れたか次第であります。手続上その他におきましてお氣にさわるような点がありますれば、今後十分氣をつけたいと思ひます。

○豊瀬恒一君　私が言つておるのは、ことは少し強かつたのですが、あんなにたちから断わりを言つてもらひたい。そうすればすなおな氣持になつて審議しましょう、こういうことを言つておるのじゃない。たびたび言つておるうちに、きちんと割り切つてしまえば、議員が出しておる法律案の一部を行政府がそのまま取り入れて出すことも違法でもなければ何でもありません、それぞれの権限に基づいてやることとすから。しかし基本的なあり方と

してすでに特に野党が提出し、そのことに對して審議に入つておるこの法律案を、行政府がそのまゝ一部として出していくというやうなことは、話し合いがついてやるべきことが望ましいことではないか。黙つて、それは行政府がその主張は取り入れたのだから、けつこうなことではないかという、当然のあり方という割り切り方をされるならば私は異論があるのであります。たびたび言いますように、事前に話し合いがついて、野党が多年主張しておつたことを行政府から出していただくことは、これは私どもとしては喜ばしいことです。また途中で話し合いがついて、行政府の提案とするか、与野党の提案とするか、いろいろの取り扱いはありますやう。しかし審議しておる法案を、与党諸君の意向もあつて、こうおつしやるけれども、与党諸君からは、少なくとも提案者の社会党には、文部省のほうに出されるように努力しておるといふことは一言半句もなかった。私は参院の自民党の皆さんの意向がどこにあつたかわかりませんけれども、審議してもらうまでにたびたび会合しておるけれどもその意思表示はなかった。したがつて、私としては二十七日まで文部省は反対しておつて、突如として三月四日に出したということに對してどうしても釈然としない、これが一つ。と同時に、基本的なあり方として、与野党いづれにしろ、立法府において議員が出している法律案を行政府がそのままのものとして抱き合せていく際には、最小限度、相互の事前了解ということが当然のことではなからうか、このように思ふので

すがこのことに對しては大臣は必ず考へられますか。

○國務大臣(瀧尾弘吉) 決して惡意でやつたわけでも何でもないわけでございます。私どもはただ皆さんの御議論、皆さんの御意見等を通じて、これを政府案としても取り入れて御審議を願うということがよろうということでやりましたわけでございますが、いま仰せになりましたような点につきましては、もつとよく御連絡もし、御了解も得て進めるほうが、少なくとも誤解は生じないというふうに思ひますので、十分今後氣をつけてまいりたいと思ひます。

○豊瀬楨一君 今後そういうことのないようにしていきたいとおっしゃるのですが、与党と野党の場合は、同じ立法院、行政府という關係の中におきまして、異なると思うのです。したがって、社会党の出しておる法律案をいま審議に入つて、行政府としては反對的な意思表示をしておるものを、突然そのまゝ一部として採用していくということは今後絶対に行なわれないうちに御留意願ひしたいと思ひます。大臣はそこまで検討されたかどうか、人の腹を推測するのは失礼と思いますが、少なくとも文部事務当局には、文部省が出すことを予定しておつた十六条二の追加挿入条項については社会党は反對であるということは承知しておつたはずで、その社会党の反對の法案を従来出そうとしておつて、社会党が国会にたびたび出してきておる法案の一部を抱き合せて出したということでは、幾ら私どもに、善意だからそうひねくれて考えないで善意に考へてくれ

とおつしやつても、反対法案を通過さるために社会党の出しておる法案を握るき合わせてやつたと私どもが考えることは、ごく普通の判断じゃないでしょうか。いきさつについては了解しましたけれども、そういう意図があつたか、ないかという趣かなことは聞きまへんけれども、私どもとしてはそういう結論に立たざるを得ない、特にこの法案については、以前、官房長、総務課長を通じて、文部省の免許法改正のことについて私はたびたびだしてきており、その結論を私どもの部会に報告して、社会党はこの法案を出すことに結論を出したわけですから。そういう経過を踏まえてみますと、文部省の今回とつた措置は、大臣がいかに、事務局の段階ではそうであつたろうけれども、大臣段階で合意的にやつたのだ、こうおつしやつても、私どもとしては、すなおに理解するわけにはまいらないわけです。今後、私どもも法案の提出の際に、どの程度まで与党の皆さんであるいは行政府とが相互に善意の立場に立つて連絡していくかは今後の課題でしようが、自後、こういう事態が再度行なわれないうちに十分御注意を願いたいと思います。

そこで、本論に入りまして質問に入ります。

○委員長(中野文門君)　ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中野文門君)　速記を起こして。

○野本品吉君　教育職員免許法の一部を改正する法律案につきまして、二、三質問を申し上げたいと思います。

政府提出のこの法案は、特別の高等
学校教諭免許状の制度を設けるという
ことと、それから盲聾、養護の在職年
数が資格付与のすべての場合に同様に
適用され、扱われると、この二つの内
容になっていると思います。それで、
最初の特別の高等学校教諭免許状の制
度を設けることにつきましてはお何
いいたしたいと思います。この法案
の第十六条の二の一項の四号に、省令
で定めるという受験資格、実施の方
法、これらは大体どのように構想され
ておるかということについて御説明い
ただきたい。

○説明員(村山松雄君) 省令では、ま
ず検定試験の科目を柔道と剣道と計算
実務を予定しております。この三につ
いてやるということとは省令段階で明
らかにするわけでございます。これは
予算との関係もございます。あと省令
で書きますことは、たとえば試験の期
日ですとか、あるいは場所、出願の手
続等の細目的な事柄でございます。そ
れから試験の手数料といったようなも
のも省令で書く予定です。それから試
験の方法につきましても省令段階で明
らかにしたいと思っております。

やり方といたしましては、柔道、剣
道、計算実務といったものについて行
ないますので、これらの事柄につきま
して、学識経験のある大学の教授ある
いは実務家等に文部大臣が試験委員を
委嘱いたしますして、この方々によりま
して受験者の人物、学力、実技等を判
定していただく、その判定は、事柄が
実技的なものでございますので、省令
で形式的な基準を書くことは困難では
なからうかと考えておりますので、最
終的な判定は、委嘱いたしました委員

の方々の合議の結果に基づいてきめ、合議の結果、合格すべきものときめられた者につきまして、文部大臣が合格証書を授与する、こういうことを省令で規定することを予定しておる次第でございます。

○野本吉吉君 さしあたっては、柔道、剣道、それから将来はタイプライターであるとか、そういう一般の学校でもあまり教育をしておらないようなものに広げていく、こういうことです。

○説明員(村山松雄君) 大体仰せのとおりでございます。重ねて申し上げますと、今回の改正の趣旨は、一般的に教員の資格付与を規定でやっていくというほどのかまえてはございませんで、あくまでも教員養成は、若干の例外はあるけれども、大学の課程を通じてやっていくという原則は維持していきたいながら、その原則については、どうしても現場の需要を充足できないもの、たとえば高等学校の教科内容が最近たいへん拡大いたしました、実技の面につきましても、なかなか大学で養成しにくい事情がございます。そういうものについてやっていきたいということでございます。今回、柔道と剣道と計算実務とをそのような性格のものとして取り上げたわけでございますが、今後の問題といたしましては、音楽ですとか、タイプライティングですとか、簿記あるいは書道といったようなものが、高等学校の現場からの要望がございまして、私どももいたしまして、将来でござればそういうものについて拡大していきたい、かように思っております。一般的な普通教科に

で検定を広げる考え方は現段階ではございせん。

○野本吉吉君 それで免許法の第一条にありますが教職員の免許に関する基準を定めるということ、それによって資質の向上をはかるということに第一条ではなっておりますが、この免許の基準をどう設けるかということについては、特殊な技能であり、特殊な事柄であるだけに、なかなかめんどろだと思っておりますが、そういう基準の設定について御研究になっておりますか。

○説明員(村山松雄君) 教員の資格付与の基準は、御指摘にもありますように、現行法の第一条によりますれば、その精神を受けまして、大学における修業の年数と、それから修得した単位の数と種類によって基本的には資格付与をなすというたてまえになっております。ところが、今回考えておりますような実技に関する科目につきましては、そのような大学における修業年限や修得単位という形における基準にあてはまらないという実情がございまして、先ほど御説明申し上げましたように、この判定基準はそういう形式的な基準ではなくて、これらの科目についての学識経験のある大学教授その他の方々を委員に委嘱いたしまして、委員の方々が面接、あるいは口頭、あるいは実技の試験をやる、その結果を試験委員の方々が合議をしてきめる。率直に申しますと、やや主観的な判断にお願いせざるを得ないのではなからうか、かように考えております。

○野本吉吉君 この基準の設定は、相当私どもは考えましてもむずかしい、また、めんどろなことだと思ひますけれども、やはりできるだけ慎重綿密な御検討をいただいて実施をいたしませんと、将来、検定制そのものに混乱を起すのではないかと思うので、私は基準の設定につきましては、ぜひ綿密な研究を願って進められるように希望を申し上げておきます。

その次にお伺いしたいことは、今度新しいという特別な検定が行なわれるのだから、検定の問題に関連してであります、第五号の二項第二号のただし書きの「文部大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めたる者を除く。」云々と書いてあります。教員の資格の場合です。ね。そのために大学の入学の資格検定と申しますか、それが現在行なわれてるわけですね。これはこの法律と特別に關係がないように思ひますが、私は検定ということに関連してはお伺いしたい。大学入学の資格検定は年々どのくらい受験者があるか、どのくらいの合格者が出てくるかということですね。

○説明員(村山松雄君) 大学入学資格検定試験は、初等中等教育局の所管で、各都道府県を会場として毎年一回実施しております。私、所管が違いますが、正確な数字を記憶しております。それが、受験者は、たしか二、三千名、それから合格者は一割ないしそれ以下、必ずしも非常にたくさん受験者があり、たくさん合格者を出しているという状況ではないように記憶しております。正確な数字は、後刻調べまして御説明申し上げます。

○野本吉吉君 その合格者の中から大学へ入学するものがあるはずですね。特にこの点は、私がお聞きしておりますのは、この大学入学の資格検定に合格した者で、それで大学へ行く人が育英会の、つまり奨学金の貸与にどの程度恩恵にあずかっておるか、それはわかりませんか。

○説明員(村山松雄君) これも正確な数字は承知しておりませんけれども、育英会の奨学生の採用にあたりましては、高等学校在学、高等学校卒業業者と、それから大学入学資格検定試験合格者は全く平等に扱われております。したがって、採用者も必ずあるわけでございます。たいへんばく然たる記憶で恐縮でございますが、ことしのたとえば東京大学などの合格の発表の中に、検定試験合格者という名前が二、三あったように記憶しております。で、必ず、むしろ検定に合格した者は相当数が大学に入っておるんじゃないかというぐあいには想像しておる次第でございます。

○野本吉吉君 これは大臣にお伺いいたしたいのですが、私はこの試験に合格した者こそ、実にいわゆる苦学力行の士であると思っております。したがって、これらの苦学力行の士が大学へ上がった場合には最も優先的に育英会の奨学金というものを貸与すべきじゃないか。これは各大学からいろいろ推薦があるわけでしょうが、その者たちに優先して、これこそ奨学金を貸与すべきじゃないかという考え方を保持しているのですが、これは大臣いかがですか。

○野本吉吉君 これは大臣にお伺いいたしたいのですが、私はこの試験に合格した者こそ、実にいわゆる苦学力行の士であると思っております。したがって、これらの苦学力行の士が大学へ上がった場合には最も優先的に育英会の奨学金というものを貸与すべきじゃないか。これは各大学からいろいろ推薦があるわけでしょうが、その者たちに優先して、これこそ奨学金を貸与すべきじゃないかという考え方を保持しているのですが、これは大臣いかがですか。

○野本吉吉君 これは大臣にお伺いいたしたいのですが、私はこの試験に合格した者こそ、実にいわゆる苦学力行の士であると思っております。したがって、これらの苦学力行の士が大学へ上がった場合には最も優先的に育英会の奨学金というものを貸与すべきじゃないか。これは各大学からいろいろ推薦があるわけでしょうが、その者たちに優先して、これこそ奨学金を貸与すべきじゃないかという考え方を保持しているのですが、これは大臣いかがですか。

○野本吉吉君 これは大臣にお伺いいたしたいのですが、私はこの試験に合格した者こそ、実にいわゆる苦学力行の士であると思っております。したがって、これらの苦学力行の士が大学へ上がった場合には最も優先的に育英会の奨学金というものを貸与すべきじゃないか。これは各大学からいろいろ推薦があるわけでしょうが、その者たちに優先して、これこそ奨学金を貸与すべきじゃないかという考え方を保持しているのですが、これは大臣いかがですか。

○野本吉吉君 これは大臣にお伺いいたしたいのですが、私はこの試験に合格した者こそ、実にいわゆる苦学力行の士であると思っております。したがって、これらの苦学力行の士が大学へ上がった場合には最も優先的に育英会の奨学金というものを貸与すべきじゃないか。これは各大学からいろいろ推薦があるわけでしょうが、その者たちに優先して、これこそ奨学金を貸与すべきじゃないかという考え方を保持しているのですが、これは大臣いかがですか。

○野本吉吉君 私はこの点を特に大臣にお願いいたしますのは、一般の大学の卒業生は学校その他から奨学金の貸与についていろいろとあつせんしていただけたらと思ひます。これらの資格検定の合格者に対してはそういう世話をしてくれるものも少ないであらう。したがって、本人から希望の出た場合にはそれらの点を十分考慮されて、親切にあたたかい手を伸ばしていただきたいということを申し上げておきます。

次に、盲学校、聾学校、養護学校の在職年数が資格上進のすべての場合に同様に扱われるようになりますことは、私もよく承知しております。そこで、この対象人員というのはどれくらいあります。

○説明員(村山松雄君) 対象人員と申しますと、結局、盲学校、聾学校、養護学校に勤務する教員で、二級免許状以下の基礎免許状を持つておる者、こういうことになります。そういうことになりまして、おそらく盲聾、養護学校勤務者ほとんど大部分ということになるかと思ひます。正確な数字は記憶しておりませんが、現在、盲聾、養護学校合わせて教員数が約一万名近くございまして、その七、八割が該当するんじゃないか、かように想像いたします。

○野本吉吉君 なお、それと関連してあります。この盲学校、聾学校、養護学校等の学校種別に見ました教員の需給の状況、充足の状況ですね、資格者の。これはどういう状態になっておりますか。

○野本吉吉君 私はこの点を特に大臣にお願いいたしますのは、一般の大学の卒業生は学校その他から奨学金の貸与についていろいろとあつせんしていただけたらと思ひます。これらの資格検定の合格者に対してはそういう世話をしてくれるものも少ないであらう。したがって、本人から希望の出た場合にはそれらの点を十分考慮されて、親切にあたたかい手を伸ばしていただきたいということを申し上げておきます。

○野本吉吉君 私はこの点を特に大臣にお願いいたしますのは、一般の大学の卒業生は学校その他から奨学金の貸与についていろいろとあつせんしていただけたらと思ひます。これらの資格検定の合格者に対してはそういう世話をしてくれるものも少ないであらう。したがって、本人から希望の出た場合にはそれらの点を十分考慮されて、親切にあたたかい手を伸ばしていただきたいということを申し上げておきます。

次に、盲学校、聾学校、養護学校の在職年数が資格上進のすべての場合に同様に扱われるようになりますことは、私もよく承知しております。そこで、この対象人員というのはどれくらいあります。

○説明員(村山松雄君) 対象人員と申しますと、結局、盲学校、聾学校、養護学校に勤務する教員で、二級免許状以下の基礎免許状を持つておる者、こういうことになります。そういうことになりまして、おそらく盲聾、養護学校勤務者ほとんど大部分ということになるかと思ひます。正確な数字は記憶しておりませんが、現在、盲聾、養護学校合わせて教員数が約一万名近くございまして、その七、八割が該当するんじゃないか、かように想像いたします。

○野本吉吉君 なお、それと関連してあります。この盲学校、聾学校、養護学校等の学校種別に見ました教員の需給の状況、充足の状況ですね、資格者の。これはどういう状態になっておりますか。

○野本吉吉君 私はこの点を特に大臣にお願いいたしますのは、一般の大学の卒業生は学校その他から奨学金の貸与についていろいろとあつせんしていただけたらと思ひます。これらの資格検定の合格者に対してはそういう世話をしてくれるものも少ないであらう。したがって、本人から希望の出た場合にはそれらの点を十分考慮されて、親切にあたたかい手を伸ばしていただきたいということを申し上げておきます。

○説明員(村山松雄君) 現在、特殊教育学校の教員の資格といたしましては、基礎免許状と特殊免許状と二つが必要になっております。しかし、暫定的には特殊免許状を持たなくても、特殊教育学校の教員になれるわけでございます。したがって、この特殊教育の免許状まで持っているという角度からこの需給を考えますと、若干窮乏でございますけれども、そういう暫定措置もあわせて考えますと、一般の学校の教員を特殊教育学校に回すこともできるわけでございますので、問題は、資格の面よりはむしろ進んで行くものがあるかどうかという角度から、この需給の問題が窮乏であるかどうかということになるわけでございます。

○説明員(村山松雄君) 特殊教育の振興につきましては、初等中等教育局におきまして、大体こういう見方をしております。盲児、聾児については、大

まやっておるわけでございます。これに対する教員の確保対策といたしましては、その国立の教員養成を主たる目的とする大学におきまして、全部ではございませぬけれども、若干の大学に、これら盲教育、聾教育、それから精神薄弱児教育のための特別のコースを設けて、特殊教育の免許状を持った基礎教員の養成をやっております。この養成は、まあ大抵初等中等教育局の養護学校及び特殊学級の補充計画に合

○野本品吉君 最近、特殊教育の問題が非常に重要視されてきただけに、教員の需要も相当ふえてきておるだろうと思ふ。そこで、これらの学校の有資格者の充実にあつて申しますか、割合というものは、一般の幼稚園、小学校、中学校に比べて悪いのではないかと私は想像しているわけなんです、それはどうですか、一般のものと比較して。

○説明員(村山松雄君) 特殊教育の振興につきましては、初等中等教育局におきまして、大体こういう見方をしております。盲児、聾児については、大

気毒な百何十万という盲聾、精神その他のほうへの向け方が足らなかつたというところは言えると思うのです。そこで、ぜひ今後の問題といたしまして、この盲聾、養護、精神、病弱、これらの子供たちをどうしたら救つて、守っていくことができるかというところに、大きな教育的な関心を持つよう

○野本品吉君 その一般の学校よりも、教員の充実度合いというものが低いところ、私はこの法案の持つ重大な意味があると思う。そこで、特殊教育の学校の教育に従事している者に対して、その在職期間を全部通算するというものになったのであります。そういう関連において、特殊教育の問題について若干私はお伺いしたいと思ふ。で、現在盲人、それから聾者、精神、肢体不自由、病弱あるいは虚弱の子供の出現率というものは、これは古いあれであります。文部省の統計で見まして、盲人が〇・〇七、聾者が〇・一三、精神弱者は四・二五、肢体不自由者は〇・三四、病弱、虚弱者が一・三五、こういうことが文部省のいままで出した資料にあるわけですね、そうして、小学校、中学校への就学の子供の数、これらの出現率によって計算すると、盲人が一萬三千、聾者が二萬三千九百、精神弱者に至つては七十八萬一千、肢体不自由児が六萬二千五百、虚弱者、病弱者が二十四萬八千、合計いたしますと百十何万という、二、三年前の古い統計でありますけれども、そういうものが出ておるわけですね。そこにはこのいままで見落されがちであつた特殊教育というものをものと重大な問題として、文教という角度からばかりでなしに、福祉国家の建設という大きな政治目標から考えて、それらの百万をこえる気の毒な人たちにどのようなしてあつたか教育の手を伸ばすか、どのようにしてこれらの人たちを守っていくかということを、

○説明員(村山松雄君) 特殊教育の振興につきましては、初等中等教育局におきまして、大体こういう見方をしております。盲児、聾児については、大

なつておる実情でございます。そういう次第でございますので、先ほど申し上げましたように、特殊教育学校で助教諭の率が高くなつておりました。現在でも普通の学校に比べて、教員構成は必ずしも十分ではございませんけれども、最近拡大してまいつておりまして、これが教員養成の新しい大学で特別のコースを設けてやっておりますので、新しい大学の卒業生が入つておるといふ角度から見ますと、特殊教育の分野はある意味では充実しておるといふこともいえます。まあ今後、学校及び学級の増設計画と支障を来たさないように、教員養成のほうも逐年拡充あるいは内容の充実につとめてまいらうという、いろいろの方策を関係の大学とも十分話し合ひまして進めていきたいというぐあいに考えております。

○説明員(村山松雄君) 特殊教育学校におきまして、基礎免許状の面から見ますと、一般の小中高等学校に比べまして、一般免許状を持つておる者が少ないのは事実でございます。したがって、特殊教育学校の教員構成は、一般の小中高等学校に比べまして、必ずしも充実しておる状態ではないといふぐあいに見てもやむを得ないような実情だと思ひます。

○説明員(村山松雄君) 特殊教育の振興につきましては、初等中等教育局におきまして、大体こういう見方をしております。盲児、聾児については、大

この他のほうへの向け方が足らなかつたというところは言えると思うのです。そこで、ぜひ今後の問題といたしまして、この盲聾、養護、精神、病弱、これらの子供たちをどうしたら救つて、守っていくことができるかというところに、大きな教育的な関心を持つよう

○野本品吉君 最近、特殊教育の問題が非常に重要視されてきただけに、教員の需要も相当ふえてきておるだろうと思ふ。そこで、これらの学校の有資格者の充実にあつて申しますか、割合というものは、一般の幼稚園、小学校、中学校に比べて悪いのではないかと私は想像しているわけなんです、それはどうですか、一般のものと比較して。

○説明員(村山松雄君) 特殊教育の振興につきましては、初等中等教育局におきまして、大体こういう見方をしております。盲児、聾児については、大

なつておる実情でございます。そういう次第でございますので、先ほど申し上げましたように、特殊教育学校で助教諭の率が高くなつておりました。現在でも普通の学校に比べて、教員構成は必ずしも十分ではございませんけれども、最近拡大してまいつておりまして、これが教員養成の新しい大学で特別のコースを設けてやっておりますので、新しい大学の卒業生が入つておるといふ角度から見ますと、特殊教育の分野はある意味では充実しておるといふこともいえます。まあ今後、学校及び学級の増設計画と支障を来たさないように、教員養成のほうも逐年拡充あるいは内容の充実につとめてまいらうという、いろいろの方策を関係の大学とも十分話し合ひまして進めていきたいというぐあいに考えております。

○説明員(村山松雄君) 特殊教育学校におきまして、基礎免許状の面から見ますと、一般の小中高等学校に比べまして、一般免許状を持つておる者が少ないのは事実でございます。したがって、特殊教育学校の教員構成は、一般の小中高等学校に比べまして、必ずしも充実しておる状態ではないといふぐあいに見てもやむを得ないような実情だと思ひます。

○説明員(村山松雄君) 特殊教育の振興につきましては、初等中等教育局におきまして、大体こういう見方をしております。盲児、聾児については、大

この他のほうへの向け方が足らなかつたというところは言えると思うのです。そこで、ぜひ今後の問題といたしまして、この盲聾、養護、精神、病弱、これらの子供たちをどうしたら救つて、守っていくことができるかというところに、大きな教育的な関心を持つよう

○野本品吉君 最近、特殊教育の問題が非常に重要視されてきただけに、教員の需要も相当ふえてきておるだろうと思ふ。そこで、これらの学校の有資格者の充実にあつて申しますか、割合というものは、一般の幼稚園、小学校、中学校に比べて悪いのではないかと私は想像しているわけなんです、それはどうですか、一般のものと比較して。

○説明員(村山松雄君) 特殊教育の振興につきましては、初等中等教育局におきまして、大体こういう見方をしております。盲児、聾児については、大

なつておる実情でございます。そういう次第でございますので、先ほど申し上げましたように、特殊教育学校で助教諭の率が高くなつておりました。現在でも普通の学校に比べて、教員構成は必ずしも十分ではございませんけれども、最近拡大してまいつておりまして、これが教員養成の新しい大学で特別のコースを設けてやっておりますので、新しい大学の卒業生が入つておるといふ角度から見ますと、特殊教育の分野はある意味では充実しておるといふこともいえます。まあ今後、学校及び学級の増設計画と支障を来たさないように、教員養成のほうも逐年拡充あるいは内容の充実につとめてまいらうという、いろいろの方策を関係の大学とも十分話し合ひまして進めていきたいというぐあいに考えております。

○説明員(村山松雄君) 特殊教育学校におきまして、基礎免許状の面から見ますと、一般の小中高等学校に比べまして、一般免許状を持つておる者が少ないのは事実でございます。したがって、特殊教育学校の教員構成は、一般の小中高等学校に比べまして、必ずしも充実しておる状態ではないといふぐあいに見てもやむを得ないような実情だと思ひます。

○説明員(村山松雄君) 特殊教育の振興につきましては、初等中等教育局におきまして、大体こういう見方をしております。盲児、聾児については、大

この他のほうへの向け方が足らなかつたというところは言えると思うのです。そこで、ぜひ今後の問題といたしまして、この盲聾、養護、精神、病弱、これらの子供たちをどうしたら救つて、守っていくことができるかというところに、大きな教育的な関心を持つよう

○野本品吉君 最近、特殊教育の問題が非常に重要視されてきただけに、教員の需要も相当ふえてきておるだろうと思ふ。そこで、これらの学校の有資格者の充実にあつて申しますか、割合というものは、一般の幼稚園、小学校、中学校に比べて悪いのではないかと私は想像しているわけなんです、それはどうですか、一般のものと比較して。

○説明員(村山松雄君) 特殊教育の振興につきましては、初等中等教育局におきまして、大体こういう見方をしております。盲児、聾児については、大

なつておる実情でございます。そういう次第でございますので、先ほど申し上げましたように、特殊教育学校で助教諭の率が高くなつておりました。現在でも普通の学校に比べて、教員構成は必ずしも十分ではございませんけれども、最近拡大してまいつておりまして、これが教員養成の新しい大学で特別のコースを設けてやっておりますので、新しい大学の卒業生が入つておるといふ角度から見ますと、特殊教育の分野はある意味では充実しておるといふこともいえます。まあ今後、学校及び学級の増設計画と支障を来たさないように、教員養成のほうも逐年拡充あるいは内容の充実につとめてまいらうという、いろいろの方策を関係の大学とも十分話し合ひまして進めていきたいというぐあいに考えております。

○説明員(村山松雄君) 特殊教育学校におきまして、基礎免許状の面から見ますと、一般の小中高等学校に比べまして、一般免許状を持つておる者が少ないのは事実でございます。したがって、特殊教育学校の教員構成は、一般の小中高等学校に比べまして、必ずしも充実しておる状態ではないといふぐあいに見てもやむを得ないような実情だと思ひます。

○説明員(村山松雄君) 特殊教育の振興につきましては、初等中等教育局におきまして、大体こういう見方をしております。盲児、聾児については、大

この他のほうへの向け方が足らなかつたというところは言えると思うのです。そこで、ぜひ今後の問題といたしまして、この盲聾、養護、精神、病弱、これらの子供たちをどうしたら救つて、守っていくことができるかというところに、大きな教育的な関心を持つよう

○野本品吉君 最近、特殊教育の問題が非常に重要視されてきただけに、教員の需要も相当ふえてきておるだろうと思ふ。そこで、これらの学校の有資格者の充実にあつて申しますか、割合というものは、一般の幼稚園、小学校、中学校に比べて悪いのではないかと私は想像しているわけなんです、それはどうですか、一般のものと比較して。

○説明員(村山松雄君) 特殊教育の振興につきましては、初等中等教育局におきまして、大体こういう見方をしております。盲児、聾児については、大

なつておる実情でございます。そういう次第でございますので、先ほど申し上げましたように、特殊教育学校で助教諭の率が高くなつておりました。現在でも普通の学校に比べて、教員構成は必ずしも十分ではございませんけれども、最近拡大してまいつておりまして、これが教員養成の新しい大学で特別のコースを設けてやっておりますので、新しい大学の卒業生が入つておるといふ角度から見ますと、特殊教育の分野はある意味では充実しておるといふこともいえます。まあ今後、学校及び学級の増設計画と支障を来たさないように、教員養成のほうも逐年拡充あるいは内容の充実につとめてまいらうという、いろいろの方策を関係の大学とも十分話し合ひまして進めていきたいというぐあいに考えております。

要とするであらうと思ひますので、そういう行政の推進にあわせて、それらのかわいそな、気の毒な子供を守る人たちの養成、確保についてお考えをいただきます、こう思ひますが、どうですか。

○国務大臣(瀧尾弘吉君) 気の毒な児童、精薄あるいは身体障害者、その他きわめて気の毒な状態にある児童、生徒に対する教育、戦前のことを考えますれば戦後はほとんどその方向に進んできた、特に文部行政の上でかなり著しく進んできたという事は私は言えると思ひますが、しかし、実際の状況に対しての教育施設、これはまだまだ不十分だと申さざるを得ないのであります。文部省として進んでおりますが、しかし、その計画自体がまだだもつと詰めて考えなければならぬ点が多々あるように思ひるのであります。御承知のように、予算の関係もありまして、あるいはまた教育に従事する教職員の質の問題、あるいは教育の問題、まだ不十分な点も多々あると思ひます。私はやはり今後の文教行政の上で特殊教育というもののよほど重点を置いて、そして推進してまいらなければならぬと、そういう考え方をいたしておりますが、せいぜい御協力のもとに努力いたしまして、その点につとめたいと思ひておる次第でございます。

○委員長(中野文門君) 暫時休憩いたします。

午後零時二十一分休憩

午後一時五十一分開会

○委員長(中野文門君) これより委員会を再開いたします。

第六部 文教委員会会議録第二十三号 昭和三十九年四月二十三日 【参議院】

農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教育及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○吉江勝保君 文部省のほうではわかりませんが、資料は持ち合わせないのでございませう。

○吉江勝保君 文部省のほうではわかりませんが、資料は持ち合わせないのでございませう。

○政府委員(福田繁君) ちょっと科目別にはわかりかねます。

○吉江勝保君 それでは今後この盲学校、聾学校、養護学校の高等部において産業指導というのですか、産業教育指導に重点を置いていきたいというの、発議者はどういうような産業教育をお考えになつていますか。

○小林武君 いずれも身体的な欠陥を持った者が対象でございまして、これをまあ従来のままでやっていくという事になりますという事、その仕事の領域は非常に狭くなりまして、盲学校であるならばそのほとんどが理療科——あんま、はりとかいうものになつてしまふわけでございます。例をちょっととりまして、盲学校で、総数として二千九百六十八人の男の生徒がおりますという事、二千八百六十二人がその理療科である、こういうことになつておるわけでございます。聾学校は比較的科目が多いわけでございますが、これとて他の一般の生徒と同じように社会の広い領域にわたつて活動するといふことは困難な状態でございます。しかしながら、これらの人たちにできるだけの広い範囲で社会の中で活躍できるように、あるいはその他の養護学校等においても、従来の考え方がらすれば就職するといふようなことはとうてい考えられないといふような者にも、やはり社会において自活できるように方向に努力するといふのが今後の特殊教育のとるべき方向ではないかと考えるわけでありませう。すでに三十

六年度、盲学校、聾学校におきましても、盲学校の場合には養鶏であると、あるいは電気器具とか、ピアノの調律とかいふようなものが岩手、徳島、平塚、札幌、大阪といふようなところに行き渡り、あるいは聾学校でも金属塗装とか、工芸印刷、機械工業、金属加工、窯業が宮城、広島、秋田、長崎と、こういうふうに行き渡り、おるわけでありませう。こういうふうに行き渡り、ただ広い領域にわたつて活動できるような教育を今後しなければならぬ。この努力をすれば、こういう身体的な欠陥を持った人たちが、もつと社会人として活躍ができるのではないかと考えるわけでありませう。そういう意味で、どこまでもということではなしに、なるだけ広げて、適性に應じてその教育によつて領域を広げてやりたい、こういう考えを持っておるわけでありませう。

○吉江勝保君 将来の職業適性指導というふうな事について、文部省のほうに何か考えておられることがあるかどうか聞いてみたいと思ひます。

○政府委員(福田繁君) お尋ねの点でございませうが、現在盲学校、聾学校、養護学校の課程について見ますと、全体の課程の数から申し上げます、盲学校が八十一課程、それから聾学校が二百十五課程、養護学校が十課程、合計三百六課程となつております。その中で、先ほど提案者からの御説明がございまして、農工の課程を持つておりますのは聾学校の一部でございませう。それは聾学校の中で農工を合せて七十八課程でございませう。全体から申しますと、これはいわばこういう特殊教育の面における職業教育の課程としては

まあ一部であり、ことばは悪いのですが、私も平生申しておりますような特殊学校における、いわゆる主流とでも申しますか、そういう本流ではないといふように私も考えているわけでございます。したがって、私もいたしましては、この盲学校、あるいは聾学校、あるいは養護学校のような学校の卒業生が社会に出まして、やはり必要な職業生活をおこなう上において必要な職業といふものなるべく身につけて、そして一本立ちできるような教育を受けさせていくということが主眼でございませう。そういう点から申しますと、まあ私もその考え方いたしましたしましては、農耕ももちろん大事でございませうけれども、たとえば盲学校における職業教育といたしましては、養鶏とか、あるいはピアノの調律、電気器具の組み立てとか、こういうふうな、最近でも新職業の開拓という意味で、そういうことを奨励してやつてもらつております。また、聾学校におきましても金属の塗装とか、印刷とか、機械工業等も一部含まれておりますが、そういういろいろな新しい職業の開拓と同時に、たとえば花卉の栽培、それから点字印刷、それからいろいろな藤などによりまして、その細工物、それから写真製版といったようないろいろなものがございますが、できる限り広い分野において、それぞれ適当な新しい職業といふものを身につけて、そして社会に出た場合に、できる限り生活能力を継続できるようにといふような配慮からいっているわけでございます。本来まあ盲学校におきましては理療科、あんま、はり、きゅうといふものは、これはまあ従来

からやっていることでございます。それから養学校の美容、理容とか、被服というふうなものがござります。こういうものが従来からの本体でございまして、盲学校の理容科、養学校の理容というふうなものに加えて、先ほど申しましたような、新しい職業分野というものもできる限り取り入れていきたいというふうなまあ方針でもって、各教育委員会と連携をとってこれを奨励しているわけでございます。

○吉江勝保君 いま新しい職業を開拓して、指導し、教育していくというように力をを入れておられる例を二、三あげられたのですが、そういう教育に実際当たっている教員はどの程度の資格というか、技術というのですか、持った教員を充てておられるのですか。ただ一般の普通の教員でやらしているのですか、特に資格があるのですか。

○小林武君 それぞれ普通の高校における資格を持った人たち、こういうことでござります。

○吉江勝保君 その教員は何ですか、専門的にいうとそれだけを担当するのですか。やはりほかのものと同じように、一般に教育を担当しているのですか。

○小林武君 これはその農業なら農業、木工なら木工、そういうものを主として担当するわけであります。いまここで提案申し上げておりますのは、それをほんのわずかに担当するという場合には、産業教育手当支給規則によりまして手当が支給されないということになっております。だから、いま申し上げているのは、専門的にそのことに

従事している教員を対象にして申し上げているわけでござります。

○吉江勝保君 文部省のほうにお尋ねしますが、いま局長からも幾つかの新しい産業教育を、例をあげておられますが、そういう教育に従事する教員は、やはり専任教員を採用して充てておられるのですか。

○政府委員(福田繁君) こういう面につきましては、専任で、かつ専門の教員でないといふ十分な指導ができませんので、できる限りそういう教員を充実にやるようにいたします。

○吉江勝保君 盲学校、聾学校、あるいは養護学校等の教員には、たしか調整額がついておられると思うのですが、その調整額は、どの方面の教育に従事しておつても、全員みなつておられるのですか。

○政府委員(福田繁君) そのとおりでございます。特殊教育に従事いたしておられます教員につきましては、全部に八%調整額がついておられます。

○吉江勝保君 そうしますと、いまの専門の産業教育手当は、これは発議者のほうにお聞きしますが、もちろんそのほかにそれをつけるということになるのですか。

○小林武君 そのように考えております。なお、ダブるというふうなそういふ考えもあり得るけれども、たとえば、産業教育手当を受けている者が定時制の手当を受けている、あるいは通信教育に携わっている者が定通手当を受けているというふうなことがござりますから、これは二つをもちろむというように考えております。

○吉江勝保君 実習助手についてひとつお尋ねしてみたいのですが、この実

習助手に産業教育手当をつけたときには、この実習助手に何らかの資格でもつけられるのですか、実習助手には全部産業教育手当をつけることになるのですか。

○小林武君 先ほどちょっとお答え申し上げましたように、木工、印刷とか、被服、理容、美容、工芸とか竹工、クリニングとかいろいろあります。その中で、産業教育振興法によつて手当を受けられる者は、木工、農業機械、工業、窯業、これだけでありますが、これの実習助手ということになります。

○吉江勝保君 そうして、その実習助手の資格というものは、やはり他の産業教育振興法の実習助手の場合と同じような資格を認めるのですか。

○政府委員(福田繁君) 一般の産業教育手当の支給を受ける実習助手の範囲を定めます政令がございまして、その政令によつて、その助手の資格というものが一応定められております。それによりまして、「大学に二年以上在学しその者の現に従事する実習若しくは実習に関する学科若しくは課程において六十二単位以上を修得した者」云々という限定がありまして、あるいは、「これらと同等以上の学力があると文部大臣が認める者で、技術優秀と認められるもの」、あるいはまた、「高等学校において担当実習に関する学科若しくは課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力があると文部大臣が認める者で、三年以上担当実習に関連のある実地の経験を有し、かつ、技術優秀と認められるもの」、あるいはまた、「六年以上担当実習に関連のある実地の経験を有し、かつ、技術優秀と

認められる者」、こういうふうにございまして、一定の学校を卒業した者か、あるいは学校を卒業した経験がなくとも、実地の経験を有しておる者で、かつ技術優秀の者というふうにございまして、そういう者に対しては産業教育手当を支給するということになります。一応、政令ではございまして、おそれるこの場合でも同様な条件が適用されることだろうと思ひます。

○吉江勝保君 大体私の質疑は、この程度でけっこうです。

○委員長(中野文門君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(中野文門君) 速記を起し

○豊瀬禎一君 吉江委員から言われたように、たびたび出してきておられるのですが、私どもはここの種の問題は、諸手当等の制定の際には、いろいろと一時に全部の手当がきまつたのではなくして、国家公務員の隔遠地の問題とか、あるいは職務の困難の度合いとか、いろいろの理由で次から次に僻地手当とか出てきたために、今日まで若干バラツキは失しておるけれども、やはり同じ仕事に従事しておれば、それぞれの職種に従つて手当というものは均等にやられるべきだといふふうに主張してきていたのですが、文部省が今日までこういうのを手直ししようとしなないのは、どういふ理由に基づくのですか。

○政府委員(福田繁君) 特にこういう産業教育手当の支給に関する範囲を拡大するといふ問題についてのお尋ねでございますが、私どもはここの特殊教育の面につきましては、こういう考え方が

もあるかも知れませんが、従来からいわれる八%の調整額、これは先ほど申し上げましたように、特殊教育に従事しておりますところの教員に全部行つておられるわけでござります。この調整額自体を再検討するという方向のほうで、特殊教育全般に携わつておられます教員のために適当ではないかというように考えているわけでござります。また、これらの関係の教員の間に、現在の八%の調整額では低いので、これを引き上げてほしいという要望もかなり前からござります。それは、豊瀬委員も御承知かと思ひます。そういう強い要望がござります。したがって、一部の人たちのみに行き渡るということではなく、できれば全部の教員に對しまして調整額を引き上げていききたい、こういう考えのほうで先が立っているわけでござります。したがって、そういう考え方で、かつて関係省とも話し合つたことがござりますが、現在までまだ実現いたしておりませんので、先ほどのお尋ねにびたり合うかわかりませんが、そういう考え方で従来対処してきたわけでござります。

○豊瀬禎一君 関係方面の意見の一致を見ないというものは、予算的な問題ですか、それとも他の手当、公務員等の手当とのバランスの問題が主たる理由になつておられますか。

○政府委員(福田繁君) 両方と思ひますけれども、主として他の諸手当等との関係の問題だと思ひます。

○豊瀬禎一君 局長が言われたように、八を二なり一五なりにしていくということは、原則論的に賛成ですが、この法案は、小林委員からたびた

び答弁あるいは提案理由の説明の際に
されているように、特殊学校に勤務す
る人に手当を出すことによって優遇し
ようとするだけはその趣旨ではないで
すね。産振手当というのは産業教
育に従事している人たちに与えられて
いる。だから、盲聾学校にも、そのあ
るところには出さないという性格の
ものでしょう。だから、特殊学校の手
当を上げるという問題と、特殊学校に
いる人の中で産業教育に従事してい
る人に対して、特殊学校に対する職務
の困難な度合いに応ずる手当とは別
に、当然、産業教育に従事しているこ
の種の人たちには、特殊手当はそれ
ぞれ、産業教育手当は手当として、当
然これは別個の性格を持つていて、支
給されるべきだということですね。だ
から、引き上げるということとは性格
的には異なっているわけです。こちら
に、この盲聾学校、養護学校等の教員
等に出さないということは、二重取り
になるのだという考え方が文部省内に
あるのじゃないですか。

ではないか、こういうような考え方も
あるわけではあります。文部省の中に
そういう意見があるということではな
くして、やはり学校の中においてもそ
ういう意見があることを私も聞いてい
ております。

に言つて特殊学校に対する勤務手当と
して出ている。その中で、また、さら
に現行の産業教育手当の支給という法
律がある以上は、その人たちに對して
も当然これが適用されるべきで、總額の
アップという問題と法の均てんした適
用ということとは別個の性格として考
えらるべきだと思ふのですよ。もしかり
に現場の中に、自分たちも職業指導し
ておるのに、これらの人たちがだけが手
当をもらふのが不当だという意見があ
るとすれば、その考え方が間違つてお
るか、産業教育手当の支給に関する現
行法律が不均等な法律であると言わざ
るを得ないですね。さっきの午前中の
免許法の審議と同じように、法という
ものは、それに該当する人たちが他の
法の恩恵を受けていようと、その法の
制定の趣旨に立つて、これはいづれ
の場合でも支給されるというのが当然
だと思ふます。そこに、それを支給す
ることによつて他とのアンバランスが
生じるなら、そのアンバランスを改正
していくということが当然で、特殊学
校勤務手当を出しているから、あるい
は不均等を生じるから、この人たちに
だけ産業教育手当の支給を排除するこ
うのは、明らかにこれは免許法と同
様の差別待遇と言わざるを得ない。そ
の点の、何といひますか、法の平等と
いひますか、これに對する局長の答弁
をお願いします。

して、そういう問題をひくくするめて十
分根本的に検討した上でというよう
な意向がかなり強いわけではあります。
そういうことで、私も私も私も、こ
ういふ問題や、あるいはまた産振手
当にいたしましても、普通科の教員にも
これを広げろという要求もかなり強い
要求になってきております。そういう
いろんな問題がございすので、範圍
の問題や、あるいは他との均衡の問
題、あるいはまた根本的にそういう諸
手当をどういふぐあいに考へていく
かというよりなことも十分検討してい
きたい、こういう考え方でいまおるわ
けでございます。今後十分ひとつ私
どもとしては検討してまいりたいと思
へておる次第でございます。

対象の平等性というものは別でしよ。そ
うなりますと、盲聾だけは産業教育
に對しては従事しておるけれども手
当は出せませんということでしょう。そ
の差別する理由が不明確でしょう。な
ぜ盲聾だけ、農業、水産、工業または
商船にかかると産業教育に従事してお
ても手当を出さないかといふことを、
もう一度明確に答へてくだされ。

○政府委員(福田繁君) 筋道の議論と
してはおつしやうとおりでと思ひま
す。その理由は、私も何も否定はいた
しません、先ほど御説明がありまし
たように、聾学校をとつてみまして
も、約千人ぐらゐの教員の中で、農業、
工業の教育に従事しておりますのは百
四十三人ぐらゐでございます。そうい
たしますと、あとの相当多数の教員と
いうものは、聾学校の理容等の、産業教
育ではございせんけれども、そつうい
ういふゆる職業教育といふものに携つ
てゐるわけでございます。したがつ
て、学校の中でのアンバランスと申し
ますか、不均衡といふものが生ずるの

では、このアンバランスを生ずるとい
ふ者とのアンバランスをいふとい
ふことになりまして、産業教育手当の支
給に關する現行法律に問題がございま
すね。なぜ産業教育手当がある特殊な授
業をやつてゐる人たちに對して出した
か、これの適否について、あるいはワ
クの拡大とか、そこまでのさかのぼつて
産業教育手当の支給に關する法律を批
判していけば別問題ですが、それを肯
定していく立場に立つと、それは他の
職業教育指導とは異つて、別個にその
勞苦に對して手当を出しなすとい
うことが法律です。したがつて、それ
らの盲聾学校等で産業教育に従事して
いる人たちが、極端に言つたら、全国
に一所しかなくとも、教員数にし
て二、三の人間であつても、特殊
教育の困難性に対する手当と、法に指
定するところの産業教育手当といふの
は性格的に別個である。例を申しま
すと、あなたのほうで詳しういふので
すが、僻地手当をもらつてゐる人も高
等学校においては産業教育手当をもら
うべきですね。それに従事しておれば、
すると、手当はいかなる性格、質が異
なると一つしかもらへないといふ筋の
ものではない。そこで割り切るべきだ
と思ふんです。そつうすると、当然、盲
聾学校においては普通学校とは異つて
職業指導の困難性なり、心身の不自
由な生徒に對する職業指導の重要性は
ありましよう。しかし、それらは一般

○政府委員(福田繁君) 先ほど申し上
げましたように、おつしやる意味は私
どもよくわかりますけれども、現実の
問題としては、いろいろ関係省側と相
談いたしております際に出てきます問
題は、やはり諸手当の根本的な検討と
いふ問題が根底にあるわけではあり
ません。

○豊瀬一君 それでは局長、納得で
きません。農業、水産、工業または
商船にかかると産業教育といふものは
國として特に重要である、あるいは特
殊的な立場である、だから、それに対
しては手当を出しなす、こつうな
ておるわけですね。だから、農業、水
産、工業または商船にかかると産業教育
といふことに問題があるとするれば、そ
れをどこまで広げるといふことは一
つの問題点でしよ。しかし、少なく
ともそれに對しては従事して、そのワ
クを広げていこうとしてゐるといふこ
との問題と、現行にある農業、水産、
工業、商船にかかると産業教育の特
殊性、重要性といふ法の精神とは、そ
のワクを広げるといふ問題と、その法
律を均等に差別なく適用していくとい
ふ問題は明らかに違つてしよ。だから、
産業教育の手当を支給する産業教育の
種別を広げるといふことはけつこつな
ことではしよ。その問題と、適用する

○政府委員(福田繁君) おつしやるこ
とは私も理解しておるつもりでござ
いすが、一般の普通科の先生などに範
圍を広げるといふような問題とは若干
違つてゐることは私も承知してござい
ます。これにきましては、先ほど来
申し上げておりますように、相手のあ
ることでございます。私も私もとして
は根本的な検討を進めていくといふこ
とについては、從來からいろいろと苦
慮しておるわけでございます。いま直
ちにこれをどうするといふことは、理
論上ともあれ、この立法のときにお
しましては、いま御審議になつておる
うなこの問題はまだなかつたと思ひ
ます。そつういふ点からこれは除かれ
ておつたわけでありまして、新しい観
点から検討されるならば、もちろん検
討の価値のある問題でございまして
しよけれども、やはりまあ考へ方によ
りますと、これはやはり一般の普通科
の先生に對しては範圍の拡大である、
こつういふ先生に對しては範圍の拡大
といふ一面においては範圍の拡大とも
考へられるわけでありまして、そつう
いふ点において少し事情は違ひます
けれども、相手方から見れば、やはり
範圍の拡大には違ひないといふ感じ
を持つてゐる。こつういふことを私
どもは考へてゐるのであります。そ
ういふ意味で、今後全般

的な問題とあわせて検討していきたく、こういふふうに申し上げたのであります。

○豊瀬一君 間もなく終わりますが、くどいようですが、農業、水産、工業、商船を、たとえば林業というか何というのか知りませんが、他の業種に広げていくのが一つ、この適否の問題が一つ、そのですね。それからいろいろ職務の困難な度合い、あるいは特殊性に関する手当の総括を広げていく、これが一つの問題、この問題とは別個に、現行法を肯定していく際には、学校の種類によってその手当をもらえないというところは、これはあくまでも法の平等等ですよ。関係方面があることだからとおっしゃるから、再度突っ込んで聞きますが、文部省としては、いま言った産業教育の内容の拡大と、あるいはパーセンテージのアップの問題とは抜きにして現行法を肯定していくとすれば、盲聾学校、養護学校等の高等部に適用することは望ましいと考えてあるんですか、望ましくないと考えてあるんですか。

○政府委員(福田繁君) 私はまあこういう手当をつけることも先生の待遇改善の一つだと考えます。そういう意味で、できるだけ待遇改善をはかっていくということについては賛成でございますが、先ほど来申し上げておりますように、いろいろこの問題につきましても他の関連もあるわけでございますから、十分検討させていただきたい、かように申しておるわけでございます。

をしていくか、それはいろいろあることとでしよう。それはあなたの方の努力に待たなければならぬ。しかし、少なくともこの問題はよりベターにしているという問題じゃなくて、差別をなくすという問題でしよう。そういう観点に立つならば、いまこの法案に賛成ですとかという、文部省が賛成ですと答えるのは困られるかもしれません。しかし、少なくともこの差別を排除するということに対しては、文部省としては対大蔵省なり、その他の予算獲得の問題としては努力してもらうべき性格だと思ふのです。この趣旨は基本的に賛成だとは、いまの段階でも言えませんか。賛成をしましたから法律をさあ通して、それからこの等とは抜きにして、当然これは文部省として手直しをする、差別待遇の改善の問題でベターにしていく問題ではないか。底上げの問題だと思ふのですが、もう少し局長、はっきりした答弁をしてください。

○政府委員(福田繁君) 私ははっきり申し上げておるつもりでございますが、先ほど来、十分検討させていただきたい、かように申し上げておるわけでございます。

○加瀬完君 関連して。文部省はこの特殊学校における職業教育の位置といふことが、あるいは価値といふことが、こういう立場をもつと重要視していただかなければならぬと思ふわけですね。いままでのこういう特殊学校は、一つの保護とか、救済とかといふたようなものが教育の内容としても非常に大きかったわけですね。しかし、いまでは職業人として盲人だからあんまりということではなくて、別に肢体不自由児であろうが、身体条件が悪からうが、それはそれなりに経済的にも独立して生活できるように職業教育といふものが非常に必要になってきておるんじゃないかと思ふ。そうならないと、単にこの特殊学校の先生だから特別の調整の手当をやらねばいいというのではなくて、その上に優秀な職業の指導者を与えなければ、この目的は可能になってこない、そういう意味合いでこの問題を取り上げていただかなければ、なかなかその職業指導の優秀な教師、あるいは実習助手というものは得られないんじゃないか、こういう点を私どもは危惧するわけでございますが、そういう点から、いま豊瀬委員の御指摘のような面を御検討をいただきたいと思ふわけですね。これは要望のような形になりましたが、この点いかがですか。

○政府委員(福田繁君) それはおっしゃる方向でいまだと微力ですが、努力してきたつもりでございます。今後もしやういふ点については特に留意していきたいと考えております。

○委員(中野文門君) ちょっとと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(中野文門君) 速記を始めてください。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

午後二時三十五分散会

〔参照〕

本日の委員会において決定した本委員会提出の法律案は左のとおり。

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律(昭和三十一年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「及び寮母」を「実習助手及び寮母」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

四月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、公立の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部の整備に関する特別措置法案(小林武君外四名発議)

公立の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部の整備に関する特別措置法案

公立の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部の整備に関する特別措置法案

(目的)

第一条 この法律は、公立の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部の整備に関する特別措置法案

第二条 国は、毎年度、各都道府県ごとに、次の各号に掲げる経費について、その実支出額の二分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。

一 公立の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部に係る市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条に掲げる職員の給料その他の給与に要する経費

二 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十七号)附則第十項の規定により同法による改正前の恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十六条第三号の規定の例によるものとされる恩給で公立の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部の職員に係るものに要する経費

三 地方公務員共済組合法(昭和三十一年法律第五十二号)第一百十三条第二項の規定により公立の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる職員の長期給付に要する費用について都道府県が負担する経費

(教材費の国庫補助)

第三条 国は、地方公共団体に対し、その設置する盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における教育の教材に要する経費(理科教育振興法(昭和二十八年法律第八十六号)第九条に規定す

る経費を除く。)の二分の一を補助するものとする。ただし、その補助額は、政令の定めるところにより、学校及び部の種類に応じ、これらの学校の幼稚部又は高等部の幼児又は生徒の数を基礎として、各学校の各部ごとに算出した額の合算額の二分の一を限度とする。

(施設費の国庫補助)

第四条 国は、地方公共団体に対し、その設置する盲学校、聾学校及び養護学校の建物(校舎、屋内運動場及び寄宿舎をいう。以下同じ。)でこれらの学校の幼稚部及び高等部に係るものの新築及び増築(買取その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。)に要する経費の二分の一を補助するものとする。

(経費の種目)

第五条 前条の経費の種目は、本工事費及び附帯工事費(買取その他これに準ずる方法による取得の場合にあつては、買取費とし、以下「工事費」と総称する。)並びに事務費とする。

(工事費の算定方法)

第六条 第四条に規定する建物の新築及び増築に係る工事費は、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、幼児又は生徒一人当たりの建物の基準坪数に当該新築又は増築を行なう年度の五月一日における当該学校の幼稚部又は高等部の幼児又は生徒の数(寄宿舎にあつては収容する幼児又は生徒の数とする。)を乗じて得た坪数から同日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当たりの建

築の単価に乘じて算定するものとする。

(幼児又は生徒一人当たりの建物の基準坪数)

第七条 前条の規定により工事費を算定する場合の幼児又は生徒一人当たりの建物の基準坪数は、盲学校、聾学校又は養護学校の幼稚部又は高等部ごとに、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、標準的な規模のこれらの学校の幼稚部又は高等部においてその教育を行なうのに必要な最低限度の坪数として政令で定める幼児又は生徒一人当たりの坪数に、政令の定めるところにより、当該学校の幼稚部若しくは高等部の幼児若しくは生徒の数(寄宿舎にあつては収容する幼児若しくは生徒の数とする。)、当該学校の幼稚部若しくは高等部における一学級の平均収容幼児数若しくは平均収容生徒数又は当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じ、必要な補正を加えた坪数とする。

(一坪当たりの建築単価)

第八条 第六条の規定により工事費を算定する場合の一坪当たりの建築の単価は、建物の構造の種類別に、当該新築又は増築を行なう時における建築費を参照して、文部大臣が大蔵大臣と協議して定める。

(工事費の算定方法の特例)

第九条 第六条の規定により工事費を算定する場合において、当該学校の幼稚部又は高等部に係る校舎の保有坪数のうち教室に使用することができ部分部分がきわめて少な

いことその他政令で定める特別の理由があるため、幼児又は生徒一人当たりの建物の基準坪数に基づく新築又は増築後の校舎が幼児又は生徒の教育を行なうのに著しく不適当であると認められるときは、当該保有坪数のうちから政令の定めるところによりその一部を控除した坪数を校舎の保有坪数とする。

2 鉄筋コンクリート造の建物に關しては、第六条の規定により工事費を算定する場合の保有坪数又は一坪当たりの建築の単価に乘すべき坪数について、政令の定めるところにより、補正を行なうものとする。

(事務費の算定方法)

第十条 第四条に規定する建物の新築及び増築に係る事務費は、前四条の規定により算定した工事費に政令で定める割合を乘じて算定するものとする。

(都道府県への事務費の交付)

第十一条 国は、政令の定めるところにより、都道府県の教育委員会が文部大臣の委任に基づいてこの法律の実施に關する事務を行なうために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

附則

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

2 第二条第二号の規定、附則第三項の規定並びに附則第四項の規定による改正後の地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第十条第二十七号の規定中恩給に要する経費及び共済組合の長期給付に要す

る追加費用に係る経費に係る部分は、昭和四十年四月一日以後において、退職し、又は在職中死亡した者に係る経費について、適用するものとする。

3 国は、地方公務員共済組合法の長期給付に關する施行法(昭和三十三年法律第五十三号)第三百三十六條第一項の規定により都道府県が負担する公立の盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる職員について、の経費を第二条の規定の例により負担する。

4 地方財政法の一部を次のように改正する。

第十条に次の一号を加える。

二十七 盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部の職員の給与、恩給及び共済組合の長期給付に要する経費(共済組合の長期給付に要する追加費用に係る経費を含む。)

この法律施行に要する経費は、約九億一千万円の見込みである。

昭和三十九年五月八日印刷

昭和三十九年五月九日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局